

青森県報

第三千五百三十二号

平成二十四年
四月二十七日
(金曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………	(健康福祉課) ……	一
生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………	(同) ……	一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(高齢福祉課) ……	二
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………	(同) ……	二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………	(同) ……	二
道路の区域の変更……………	(道路課) ……	三
道路の供用の開始……………	(同) ……	三
公 告		
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活文化課) ……	三
右 同……………	(同) ……	四
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(医療業務課) ……	四
開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課) ……	五
建設業者の許可の取消し……………	(東青地域民局) ……	五
右 同……………	(同) ……	五

出先機関

告 示

土地改良区の定款変更の認可……………	(中 南 地 域 局) ……	五
土地改良区の役員の内退……………	(同) ……	五
土地改良区の役員の内退……………	(同) ……	五
土地改良区の役員の内退……………	(同) ……	五
土地改良区の定款変更の認可……………	(同) ……	六

青森県告示第百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区 別	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	医療法人芳伸会坂本耳鼻咽喉科内科医院	弘前市大字南瓦ヶ町二の六	平成二十四・三・一
変更後	医療法人芳伸会坂本耳鼻咽喉科医院		

青森県告示第百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 医療法人仁泉会お いらせくりニツク	所在地又は住所 十和田市大字奥瀬字中平一五五	休止年月日 平成二四・三三
--------------------------------	---------------------------	------------------

青森県告示第三百七十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十四年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は氏名 株式会社サンデー	主たる事務所の所在地 八戸市根城六丁目二二の二〇	居宅サービスの種類 特定福祉用具販売	居宅サービス事業を 行う事業所 株式会社サンデー 八戸市長苗田	名称 株式会社サンデー	所在地 八戸市大字長苗代二丁目一六	廃止の届出年月日 平成二四・三三	廃止年月日 平成二四・四三
医療法人 誠仁会	つがる市木造若竹五	通所リハビリテーション	老人保健施設 じゆえんの里	名称 老人保健施設 じゆえんの里	所在地 つがる市木造曙八二	平成二四・三五	平成二四・三三
社会福祉法人 弘道会	上北郡横浜五丁目三七の八	訪問介護	社会福祉法人 弘道会	名称 社会福祉法人 弘道会	所在地 上北郡横浜五丁目三七の八	平成二四・四六	平成二四・五三

青森県告示第三百七十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十四年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者 名称 有限会社さかもと	主たる事務所の所在地 五所川原市字鎌谷町五一九の五	居宅介護支援事業を行う事業所 名称 さかもとケアプラン	所在地 五所川原市字鎌谷町五一九の五	廃止の届出年月日 平成二四・四四	廃止年月日 平成二四・五三
-------------------------------	------------------------------	-----------------------------------	-----------------------	---------------------	------------------

青森県告示第三百七十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第一百五十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十四年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者 名称又は氏名 株式会社サンデー	主たる事務所の所在地 八戸市根城六丁目二二の二〇	介護予防サービスの種類 特定予防福祉用具販売	介護予防サービス事業を行う事業所 株式会社サンデー 八戸市長苗田	名称 株式会社サンデー	所在地 八戸市大字長苗代二丁目一六	廃止の届出年月日 平成二四・三三	廃止年月日 平成二四・四三
医療法人 誠仁会	つがる市木造若竹五	介護予防通所リハビリテーション	老人保健施設 じゆえんの里	名称 老人保健施設 じゆえんの里	所在地 つがる市木造曙八二	平成二四・三五	平成二四・三三
社会福祉法人 弘道会	上北郡横浜五丁目三七の八	訪問介護	社会福祉法人 弘道会	名称 社会福祉法人 弘道会	所在地 上北郡横浜五丁目三七の八	平成二四・四六	平成二四・五三

社会福祉 法人青森 社会福祉 振興団	むつ市十二 の二	介護短期 入所生活 介護	特別養護 老人ホ ームの 庄	むつ市十二 の二	二四・三六	"
-----------------------------	-------------	--------------------	-------------------------	-------------	-------	---

青森県告示第三百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後	前	後			
1	国 道	三三八号	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山九二〇の二から 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二四九の二まで		一七・三〇メートルから 六六・二〇メートルまで	三八〇・〇〇メートル			
2	県 道	清水川滝沢 野内線	青森市大字滝沢字住吉二四八の二から 青森市大字滝沢字住吉二五一の四まで		二〇・五〇メートルから 三五・三〇メートルまで	六六・六〇メートル			
					九四・九〇メートルから 一二・六〇メートルまで	三八〇・〇〇メートル			
					一九・三〇メートルから 三五・三〇メートルまで	六六・六〇メートル			

青森県告示第三百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり
道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年五月二十六日まで青森県県土整
備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始 の期日
国道三三八号	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山九二〇の二から 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二四九の二まで	平成二四・五・一

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年五月二十六日まで青森県県土整
備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の
規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款
変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定
により次のとおり公告する。

平成二十四年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年四月十日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グリーンエネルギー青森
- 三 代表者の氏名
丸山 康司

- 四 主たる事務所の所在地
青森市新町二丁目五の五
- 五 定款に記載された目的

この法人は、循環型社会の構築を目指して、市民や地域が主体となった省エネルギー活動を推進すること、再生可能な自然エネルギーの普及、促進、及びそのために必要な社会的制度、政策の提言と実現をはかることをもって社会全体の利益の増進と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

~~~~~  
 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十四年四月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人五能線活性化倶楽部
- 三 代表者の氏名  
津久井 厚
- 四 主たる事務所の所在地  
弘前市大字安原二丁目一三の一〇
- 五 定款に記載された目的

この法人は、県民及び国内外の五能線に関心を寄せる人々に対して、五能線沿線の観光資源の調査、研究及び紹介と同沿線の自然環境保全を図る事業を行い、同時

に五能線沿線の過疎地域に於ける保健・医療の改善をはかる活動及び五能線沿線の観光に携わる人材育成に寄与することを目的とする。

~~~~~  
 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第337号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県広域災害・救急医療情報システム役務提供 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県健康福祉部医療業務課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十四年三月二十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目三の三
- 六 契約金額
三千三百二十三万五千四百四十円。ただし、回線使用料は利用実績による。
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

~~~~~

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十四年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

|                                           |                                    |
|-------------------------------------------|------------------------------------|
| 開発区域（工区）に含まれる地域の名称                        | 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）               |
| 下北郡大間町大字大間字上野三七の一部、三八の二の一部、三八の二の一部及び三九の一部 | 東京都江東区深川二丁目二の二八<br>株式会社JPBビジネスサービス |

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社林住宅設備工業
- 二 代表者の氏名 林 正市
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字浪岡字平野六二の九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第八一七七号
- 五 取消年月日 平成二十四年三月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、管、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十四年二月二十九日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 COCAアキテイクツ
- 二 氏名 田鎖 浩
- 三 主たる営業所の所在地 青森市奥野二丁目三の一五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一七四五八号
- 五 取消年月日 平成二十四年三月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十四年三月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、浅瀬石川土地改良区の定款の変更を平成二十四年四月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年四月二十七日

中南地域県民局長 田 澤 俊 明

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅

水七崎土地改良区から、次のとおり役員の仕事の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年四月二十七日

三八地域県民局長 鳴海英章

| 役員別 | 氏名    | 住 所             | 退任の年月日    |
|-----|-------|-----------------|-----------|
| 理事  | 古川 政貴 | 三戸郡五戸町大字扇田字下関川四 | 平成二〇・二・二〇 |

土地改良区の役員の仕事及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥入瀬川東部土地改良区から、次のとおり役員の仕事の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年四月二十七日

上北地域県民局長 中田哲

| 役員別 | 氏名    | 住 所         | 就任及び退任の年月日 |
|-----|-------|-------------|------------|
| 理事  | 袴田 信男 | 上北郡おいらせ町間木三 | 平成二〇・四・八就任 |
| "   | 松本 勝雄 | 木崎一〇〇       | "          |
| "   | 川口 徹  | 下屋敷二二の一     | "          |
| "   | 松村 一義 | 秋堂五七        | "          |
| "   | 小向 正和 | 東下谷地二〇の四    | "          |
| "   | 三村千代吉 | 松原一丁目七三の七一  | "          |
| "   | 小向 徳一 | 下屋敷一五の一     | "          |
| "   | 遠藤 廣志 | 中野平二二の一     | "          |
| "   | 沼端 務  | 東後谷地七一      | "          |
| "   | 田畑 実  | 深沢一丁目七三の一七  | "          |
| "   | 工藤 與一 | 新田二〇の一      | "          |

| 理事       | 監事      | "     | "      | "       | "       | "     | "     | "     | "     | "     | "    |       |
|----------|---------|-------|--------|---------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| 苫米地正秋    | 遠藤 廣志   | 袴田 信男 | 工藤 與一  | 川口 徹    | 橋本 進    | 松村 一義 | 松本 勝雄 | 市村 善男 | 小向弘太郎 | 下明堂五四 | 染屋六四 | 木崎一〇〇 |
| "        | "       | "     | "      | "       | "       | "     | "     | "     | "     | "     | "    | "     |
| 木崎九六の三   | 中野平二二の一 | 間木三   | 新田二〇の一 | 下屋敷二二の一 | 新田一八の一八 | 秋堂五七  | 木崎一〇〇 | 染屋六四  | 下明堂五四 | 下明堂五四 | 染屋六四 | 木崎一〇〇 |
| "        | "       | "     | "      | "       | "       | "     | "     | "     | "     | "     | "    | "     |
| 二〇・四・七退任 | "       | "     | "      | "       | "       | "     | "     | "     | "     | "     | "    | "     |

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、稲生川土地改良区の定款の変更を平成二十四年四月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年四月二十七日

上北地域県民局長 中田哲

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭